

高岡市女性人材バンク設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）第29条第1項の規定による無料の職業紹介事業に基づき、本市が設置する高岡市女性人材バンク事業（以下「本事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、高岡市男女平等推進条例（平成17年高岡市条例第144号）第3条第1項第4号の規定に基づき、職場や地域等のあらゆる分野における活動に平等に参画し、家庭生活と両立ができるよう、仕事を求める者と人材を求める事業者等の情報を収集、登録及び提供し、本人が希望する場面で生き生きと活躍する一歩を踏み出す挑戦を支援することにより、男女平等・共同参画推進を図ることを目的とする。

(名称及び位置)

第3条 本事業の名称及び位置は次のとおりとする。

- (1) 名称 高岡市女性人材バンク
- (2) 位置 高岡市末広町1番7号（ウイング・ウイング高岡6階）

(取扱職種の範囲)

第4条 本事業の取扱職種の範囲は全職種（「厚生労働省編職業分類表」に基づく。）とする。

(定義)

第5条 この要綱において「人材」とは、18歳以上の本市に居住又は本市内で働くことを希望している者で、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 18歳未満の子を養育する者
 - (2) 家族を介護する者
 - (3) 本市へ移住後6か月以内の者（単身者を除く。）
- 2 この要綱において、「被登録人材」とは、本事業に登録された人材をいう。
- 3 この要綱において「求人者」とは、本市、射水市、氷見市、砺波市若しくは小矢部市に事業所を有する事業者又は本市内で活動を行う非営利団体で、次のいずれかの業務に従事する人材を求めているものをいう。ただし、第3号に掲げる業務に従事する人材を求める場合においては、市長が認めるときは、事業者の有する事業所又は非営利団体の活動の地域を限定しないものとする。
- (1) 週20時間未満の短時間勤務の業務
 - (2) 雇用期間が1か月未満の業務
 - (3) 在宅ワークの業務
 - (4) 講演会や講座の講師等回数が限られた業務
- 4 この要綱において、「被登録求人者」とは、本事業に求人情報が登録された求人者をいう。
- 5 この要綱において、「被登録求人情報」とは、本事業に登録された求人情報をいう。
- 6 この要綱において、「被登録者」とは、被登録人材及び被登録求人者をいう。
- 7 この要綱において「職業紹介」とは、人材からの求職及び求人者からの求人の申込を受け、人材と求人者の間における雇用関係の成立又は講師等派遣をあっせんすることをいう。
- 8 この要綱において、「登録情報提供」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 被登録人材に対し、被登録求人情報を提供すること。
- (2) 被登録求人者に対し、被登録人材の情報を提供すること。

(所掌事務)

第6条 本事業による所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 第7条に定める人材からの人材情報登録申込の受理及び登録
- (2) 第9条に定める求人者からの求人情報登録申込の受理及び登録
- (3) 被登録者からの希望に適合する職業紹介及び就業等に関する相談
- (4) 登録情報提供及び第12条に定める被登録人材の情報提供に関すること。
- (5) 被登録人材及び被登録求人者の個人情報の管理に関すること。
- (6) 職業安定機関との連絡調整に関すること。

(人材の登録)

第7条 本事業に登録を希望する人材は、高岡市女性人材バンク人材情報登録及び登録情報提供申込書(様式第1号。以下「人材情報登録申込書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の人材情報登録申込書の提出があったときは、その内容を確認し、本事業に登録すべきものと認めたときは、高岡市女性人材バンク人材情報登録及び登録情報提供決定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

(求人者からの申込の受理)

第8条 市長は、次に掲げる事項に該当するものを除き、求人者からの求人情報登録の申込を受理するものとする。

- (1) 求人内容が法令に違反するもの
- (2) 労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適応であると認められるものの
- (3) 求人者が、業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しないものの
- (4) 労働に関する法律の規定であって法令で定めるものの違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられたもの(厚生労働省令で定める場合に限る。)
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)によるもの
- (6) 暴力団員が役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)である等のうち暴力団員がいる求人者によるもの
- (7) 暴力団員が事業活動を支配している求人者によるもの
- (8) 本市又は他自治体から法令等の違反に起因する行政処分を受けている求人者によるもの
- (9) 政治又は宗教を目的として活動している団体によるもの

2 求人者は、前項各号に該当しないことを、自己申告書(様式第3号)により市長に提示しなければならない。

(求人情報の登録)

第9条 本事業に求人情報の登録を希望する求人者は、高岡市女性人材バンク求人情報登録及び登録情報提供申込書(様式第4号又は様式第5号。以下「求人情報登録申込書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の求人情報登録申込書の提出があったときは、その内容を確認

し、本事業に登録すべきものと認めたときは、高岡市女性人材バンク求人情報登録及び登録情報提供決定通知書（様式第6号）により申込者に通知するものとする。

（登録の解除）

第10条 市長は、次に掲げる場合に該当するときは、被登録者の解除を行うものとする。

- (1) 被登録者の職業紹介が成立した場合。ただし、第13条に規定する結果報告の際に、被登録求人者から引き続き求人登録継続希望の意思表示があったときは、この限りでない。
- (2) 被登録者が、高岡市女性人材バンク登録解除届出書（様式第7号）をもつて解除を申し出た場合。

（登録内容の変更等）

第11条 被登録者は、登録事項に変更が生じた場合は、高岡市女性人材バンク登録事項変更届出書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の届出書を受けたときは、内容を確認のうえ登録を変更しなければならない。

（情報提供及び職業紹介の調整）

第12条 市長は、被登録者に対し、書面又は当該被登録者が希望する場合には電子メール等により登録情報提供を行わなければならない。

- 2 市長は、被登録者が職業紹介を希望する場合は、対象となる被登録者間の面談の調整を行わなければならない。
- 3 求人者が、被登録人材の情報の提供のみを希望する場合は、高岡市女性人材バンク登録情報提供申込書（様式第9号。以下「提供申込書」という。）を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の提供申込書の提出があったときは、内容を確認し、承認すべきものと認めたときは、被登録人材の情報を書面又は申込者が希望する場合には電子メール等により提供を行うものとする。
- 5 前項に規定する情報提供の期間は、市長が情報提供を承認すべきと認めた日（以下「提供承認日」という。）から提供承認日が属する月の翌々月の末日までとする。ただし、情報提供承認を受けた求人者が、被登録求人者になった場合、情報提供の期間は終了するものとする。

（結果報告）

第13条 被登録求人者は、被登録人材との面談の結果を高岡市女性人材バンク結果報告書（様式第10号）にて市長に報告しなければならない。

- 2 被登録求人者は、被登録人材を無期雇用で採用した場合は、雇用契約を締結してから6か月経過時での雇用状況を高岡市女性人材バンク雇用状況報告書（様式第11号）にて市長に報告しなければならない。

（雇用機会の均等待遇）

第14条 本事業は、法第3条の規定に基づき、職業紹介の実施に際して、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、差別的な取扱いをしてはならない。

（労働条件等の明示）

第15条 本事業は、法第5条の3第1項及び第4項の規定に基づき、求職者に対し、業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

(労働争議への不介入)

第 16 条 本事業は、法第 29 条の 8 において準用する法第 20 条の規定に基づき 労働争議に対する中立な立場を維持するため、同盟罷業（ストライキ）又は作業所閉鎖（ロックアウト）の行われている事業所に求職者を紹介してはならない。

(庶務)

第 17 条 本事業の庶務は、生活環境文化部男女平等・共同参画課において処理する。

(個人情報の取扱い)

第 18 条 本事業の運営において、人材及び求人者から得られた個人情報（法第 4 条第 1 項第 4 号に規定する個人情報をいう。）については、法第 5 条の 5 及び個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等に基づき、適正に取り扱うものとする。

- 2 本事業において、個人情報を取り扱う職員の範囲は、生活環境文化部男女平等・共同参画課の職員とし、個人情報取扱責任者は、男女平等・共同参画課長とする。
- 3 本事業において、事業の一部を外部委託し、業務の遂行に必要な被登録者の情報を委託する事業者と共有しなければならない場合、被登録者に対しその旨の説明を行い、被登録者の同意を得なければならない。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。